

流山市健全財政維持条例素案の概要

1 流山市健全財政維持条例素案の概要

(1) 制定の理由

流山市自治基本条例第23条の規定に則り、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する持続可能な制度の構築を図るため、財政運営上の基本理念や基本原則を明確にすることにより、適正な財政規律の下で財政運営を行い、本市における、財政運営上の指針となる条例を制定するものです。

また、この条例を遵守することにより、将来にわたり健全な財政運営が保たれます。

(2) 制定の背景

地方自治体の財政破たんを未然に防ぐことを目的として制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)に基づく健全化判断比率は、本市の財政状況が健全であることを示しています。

この健全な財政状況を、社会経済情勢の変化等が起きた場合でも、将来にわたって維持していくための、独自の基準や仕組みを構築することが必要であると考え、本条例を制定することとしました。

(3) 総則

目的(第1条)

○市長の財政運営に関する基本事項を定めることにより、将来にわたる健全で規律ある財政運営に資することを目的とする。

基本理念(第2条)

○常に財政状況を総合的に把握し、財源を効果的かつ効率的に活用することにより、財政を健全に運営しなければならない。

○持続可能な財政構造の確立に向けて計画的に財政運営を行わなければならない。

市長の責務(第3条)

○市民ニーズを的確に把握し、必要性を考慮した予算の編成及び適正な執行をすることにより、健全で規律ある財政運営を行わなければならない。

(4) 財政運営の基本原則

財政情報の公表(第4条)

財政状況の把握及び
分析(第5条)

財政計画(第6条)

地方債の発行(第7条)

基金の積立て(第8条)

資産の活用(第9条)

予算の編成(第10条)

効果的な予算執行
(第11条)

重要課題等への対応
(12条)

(5) 健全財政の維持

判断指標(第13条)

○市長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)に規定する実質公債費比率及び将来負担比率を財政判断指標とし、財政健全化法の規定に基づき国が指定する早期健全化基準の2分の1を市独自の基準(以下「早期警戒基準」という。)と定め、これを上回らないように努めなければならない。

健全財政の維持のための判断指標(第13条)	
実質公債費比率	将来負担比率
国の早期健全化基準(25%)の1/2とする。	国の早期健全化基準(350%)の1/2とする。



流山市独自の基準値	
実質公債費比率	将来負担比率
12.5%	175%

健全財政維持の取組(第14条)

○早期警戒基準を上回った場合は、健全な財政運営を維持するための計画(以下「健全財政維持計画」という。)を直ちに策定するとともに、健全財政維持計画に従い、財政の健全化に取り組まなければならない。

○健全財政維持計画を策定し、又は変更した場合は、これを議会に報告し、かつ、市民に広く公表しなければならない。

2 パブリックコメント手続きの概要

(1) 意見募集期間

平成29年9月15日(金)から平成29年10月20日(金)

(2) 閲覧及び公表

(1) 閲覧場所

財政調整課(市役所第1庁舎2階)、情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階)、各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター(流山エルズ)、市ホームページ